

平成 21 年 7 月 28 日

受益者の皆様へ

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社

追加型証券投資信託「AGF-FC カナダ資源株ファンド」の約款変更実施のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、弊社追加型証券投資信託「AGF-FC カナダ資源株ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）は、平成 21 年 7 月 6 日現在の受益者の皆様を対象に、約款変更に関する書面決議をおこないました。本件では、約款変更を前提として平成 21 年 7 月 6 日から平成 21 年 7 月 27 日の間、当該約款変更に対する異議申立を受付けておりましたが、その結果、議決権を行使することができる受益者の半数以上かつ当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得られましたので、当初の予定通り平成 21 年 8 月 18 日（*）に当ファンドの約款変更を実施することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、今後のスケジュール等は下記の通りとなりますので何卒宜しく願いいたします。

謹白

<記>

【今後のスケジュール】

- ①異議申立受益者の買取請求期間 平成 21 年 7 月 29 日（水）～平成 21 年 8 月 17 日（月）
- ②約款変更適用日（予定） 平成 21 年 8 月 18 日（予定）*

* Global Resources Fund の設定、Global Resources Fund の設定に関するルクセンブルク金融監督委員会の承認又はルクセンブルク証券取引所への登録等が延期された場合には、それに伴って約款変更がその効力を生ずる日も変更されます。その場合、約款変更がその効力を生ずる日は、弊社のお問合せ窓口（電話番号 03-5413-5255 受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時です。）及びインターネットホームページ（<http://www.fcaml.co.jp/>）において確認することができます。

【買取請求について】

異議を申し出た受益者は、平成 21 年 7 月 29 日から平成 21 年 8 月 17 日までの間に、自己に帰属する受益権について信託財産をもって買取すべき旨を、お取扱い販売会社を通じて、受託会社に請求することができます。

- ◆ 上記に記載の「買取請求」とは繰上償還に異議を申し立てられた受益者のみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

異議申立の有無にかかわらず、当ファンドは、お取扱い販売会社において、平成 21 年 7 月 29 日から平成 21 年 8 月 17 日までの間、一部解約の実行請求により、ご換金できます。

尚、約款変更内容につきましては、新旧対照表をご参照ください。

以上

<本件に対するお問い合わせ>

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社 繰上償還問い合わせ窓口
電話番号 03-5413-5255（受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時）

投資信託約款の変更（新旧対照表）

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(ファンド名称) <u>グローバル資源エネルギーファンド</u></p> <p>(運用の基本方針)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 次の有価証券を主要投資対象とします。 ①ルクセンブルク籍の外国投資法人「<u>RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund</u>」(以下「Resources Fund」といいます。)の<u>投資証券(米ドル建て)</u></p> <p>(略)</p> <p>また、次の有価証券に投資することがあります。 ③上記のほか、<u>Resources Fund 以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①当ファンドは、主としてカナダの大手運用会社である <u>RBC Asset Management Inc.</u> が運用する外国籍の投資証券を通じて、<u>世界の資源関連企業の株式等へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。</u></p> <p>②当ファンドは、Resources Fund とマザーファンドを投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、これらの投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行いません。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態では Resources Fund への投資割合を高位とすることを基本とします。 (略)</p> <p>⑤投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。</p> <p>⑥上記のほか、<u>Resources Fund 以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するものに投資することがあります。</u> <以下省略></p> <p>【受益権の申込単位および価額】 第12条 (略)</p> <p>②前項の場合の取得申込日がトロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、<u>ルクセンブルク証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行休業日</u>と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。 <以下省略></p> <p>【投資の対象とする有価証券の範囲等】 第16条 委託者は、信託金を、ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された第1号に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、第2号に掲げる外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券、ならびに第3号から第5号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。 (略)</p> <p>2. <u>ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」(以下「Resources Fund」といいます。)の投資証券(米ドル建て)ならびに Resources Fund 以外の外国投資信託および外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの</u> (略)</p> <p>6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書 なお、第1号に定める投資信託ならびに第2号に定める外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)<u>および外国投資法人の投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)</u>を以下「投資信託証券」といいます。 <以下省略></p> <p>【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】 第36条 (略)</p> <p>④一部解約金(第40条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数</p>	<p>(ファンド名称) <u>AGF-FC カナダ資源株ファンド</u></p> <p>(運用の基本方針)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 次の有価証券を主要投資対象とします。 ①<u>ケイマン籍の契約型外国投資信託「AGF-FC Trust Canadian Resources Fund」(以下「Resources Fund」といいます。)</u>の<u>受益証券(カナダドル建て)</u> (当該受益証券は、<u>ファンド・オブ・ファンズのみ</u>に取得させることを目的とするものです。)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①当ファンドは、主としてカナダの大手運用会社である <u>AGF Funds Inc.</u> が運用する外国籍の受益証券を通じて、<u>カナダを中心とする資源関連企業の株式等へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。</u></p> <p>②当ファンドは、Resources Fund とマザーファンドを投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、これらの投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行いません。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態では Resources Fund への投資割合を高位(<u>信託財産の純資産総額の90%程度以上</u>)とすることを基本とします。 (略)</p> <p>⑤投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。 (新設)</p> <p><以下省略></p> <p>【受益権の申込単位および価額】 第12条 (略)</p> <p>②前項の場合の取得申込日がトロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日<u>または香港の銀行休業日</u>と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。 <以下省略></p> <p>【投資の対象とする有価証券の範囲等】 第16条 委託者は、信託金を、ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された第1号に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、第2号に掲げる外国投資信託の受益証券、ならびに第3号から第5号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。 (略)</p> <p>2. <u>ケイマン籍の契約型外国投資信託「AGF-FC Trust Canadian Resources Fund」の受益証券(カナダドル建て)</u> (当該受益証券は、<u>ファンド・オブ・ファンズのみ</u>に取得させることを目的とするものです。)</p> <p>(略)</p> <p>6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書 なお、第1号に定める投資信託および第2号に定める外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)<u>「投資信託証券」といいます。</u></p> <p><以下省略></p> <p>【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】 第36条 (略)</p> <p>④一部解約金(第40条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数</p>

を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。

<以下省略>

【受益権の買取り】

第39条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。ただし、販売会社は、トロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルク証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、当該受益権の買取請求を受け付けません。

<以下省略>

【信託契約の一部解約】

第40条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がトロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルク証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、当該一部解約の実行の請求を受付けません。

<以下省略>

を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

<以下省略>

【受益権の買取り】

第39条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。ただし、販売会社は、トロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合には、当該受益権の買取請求を受け付けません。

<以下省略>

【信託契約の一部解約】

第40条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がトロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合には、当該一部解約の実行の請求を受付けません。

<以下省略>

以上